

岩手県告示第784号

岩手県統計調査条例（昭和24年岩手県条例第54号）第2条の規定に基づき、平成19年度岩手県県民経済計算推計のための基礎調査（以下「調査」という。）を次のとおり行う。

平成20年11月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 県内の営利法人、官公庁等の経済活動の実態を総合的に把握し、県民経済計算推計の基礎資料とすることを目的とする。
- 2 調査事項 別に定める調査票（以下「調査票」という。）により、次に掲げる事項について調査を行う。
  - (1) 法人企業経済調査
    - ア 基本的事項
      - (ア) 企業名
      - (イ) 企業の所在地
      - (ウ) 事業の内容
      - (エ) 資本金又は出資金
      - (オ) 決算期
      - (カ) 従業員数
    - イ 経理状況（損益計算書）に関する事項
    - ウ 資産の保有状況に関する事項
      - (ア) 棚卸資産額
      - (イ) 営業用設備の増減額
  - (2) 事業収支の状況及び資産状況等の調査
    - ア 官公庁、政府関係機関等の名称
    - イ 所在地
    - ウ 職員数
    - エ 事業収支の状況
    - オ 資産の状況
  - (3) 国家財政収入支出調査
    - ア 官公庁、政府関係機関等の名称
    - イ 所在地
    - ウ 職員数
    - エ 歳入歳出決算額
  - (4) 共済組合掛金及び給付状況調査
    - ア 共済組合等の名称
    - イ 所在地
    - ウ 組合員数
    - エ 掛金及び給付金額
  - (5) その他調査の目的を達成するために必要と認める事項
- 3 調査の範囲 平成19年4月1日現在において県内に事業所を有する営利法人のうち、別表に掲げる業種に属する事業を営む法人並びに国及び地方公共団体の官公庁並びに政府関係機関等について調査を行う。
- 4 調査の期日 平成20年3月31日現在で同日以前1年間（同日が決算日でない場合にあっては、同日に最も近い決算日以前1年間）について行う。

5 調査の方法 知事が配布する調査票に調査対象者が記入し、提出する郵送調査方式により行う。

6 結果の公表 平成19年度岩手県県民経済計算推計結果は、平成21年度中に公表する。

別表（第3関係）

業種	業種の範囲
林業	統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成19年11月6日総務省告示第618号）に定める日本標準産業分類に掲げる中分類02—林業
電気・ガス・水道業	日本標準産業分類に掲げる大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業（中分類35—熱供給業を除く。）
情報通信業	日本標準産業分類に掲げる中分類38—放送業
運輸業、郵便業	日本標準産業分類に掲げる中分類42—鉄道業、中分類47—倉庫業
金融業、保険業	日本標準産業分類に掲げる中分類62—銀行業、63—協同組織金融業